

# 意見書案 (令和元年6月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	丸山穂高衆議院議員の言動に対する嚴重抗議と議員辞職を求める意見書 (案)	日本共産党	1
2	国民健康保険料 (税) の負担軽減を図るため1兆円規模の公費投入することを求める意見書 (案)	日本共産党	2
3	国の制度による子ども医療費助成制度の創設を求める意見書 (案)	日本共産党	3
4	2020年の刑法性犯罪見直し検討で不同意性交等罪の創設等を求める意見書 (案)	日本共産党	4
5	護衛艦の空母化と欠陥戦闘機F35の爆買い中止を求める意見書 (案)	日本共産党	5
6	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書 (案)	公明党	6
7	信頼される政府統計を目指して更なる統計改革を求める意見書 (案)	公明党	7
8	「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書 (案)	公明党	8
9	「原発ゼロ基本法案」の審議を行い脱原発社会の実現を求める意見書 (案)	市民の広場	9
10	「嫡出推定制度」の見直しに向けて民法に定める規定の見直しを求める意見書 (案)	市民の広場	10
11	全学年での35人以下学級の推進を求める意見書 (案)	文京みらい	11

## 丸山穂高衆議院議員の言動に対する嚴重抗議と議員辞職を求める意見書（案）

日本維新の会の丸山穂高衆議院議員は5月11日、ロシアに不法占拠されている国後島を、「令和元年度北方四島交流訪問事業」、いわゆるビザなし交流で訪問した際、元島民らとの懇談会の席で同行記者団が訪問団団長を取材していたところに割り込み「戦争でこの島を取り返すのは賛成ですか、反対ですか」と団長に質問し、団長が「戦争なんて言葉は使いたくない」などと答えると、さらに続けて丸山議員は「戦争しないとどうしようもありませんか」「ロシアが混乱しているときに、取り返すのはオーケーですか」などと述べたことが、音声データから明らかになりました。日本とロシアとの領土問題をめぐり、「戦争しないとどうしようもありませんか」などと繰り返した暴論は言語道断です。

憲法は前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」と宣言し、第9条では「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と明記しています。戦争に訴えて領土を取り返すことを露骨に求めた丸山議員の主張は、憲法とは全く相いれない暴論であることはあまりに明瞭です。さらに第99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定めています。

さらに、戦争で紛争解決というのは、戦争違法化の立場から加盟国に「国際紛争を平和的手段によって解決する」ことを示した国連憲章から見ても国際的にも通用しません。

74年前の戦争で旧ソ連の侵攻により17,291人も島の島民が強制的に島を追われ、その悲惨さを身をもって知る人たちに向かって戦争をけしかける言葉を発すること自体、許し難いものです。

丸山議員は問題が表面化した後、「自分自身の意見ではない」と釈明しましたが、この暴言は戦争による「領土奪還」をあからさまに口にしていることは、疑問の余地がないことであり、このことは国会議員の資格を完全に欠いており、同氏が国会議員に留まることは絶対に許されません。

丸山議員が沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員として、衆議院、参議院から推薦されるメンバーとして、いわば国会議員を代表する形で、公費で北方四島交流訪問事業に参加した中でなされた言動である点から見ても、国権の最高機関である国会の権威と品位を著しく汚したという事実も拭い難く重大です。

よって、文京区議会は丸山穂高衆議院議員に対し嚴重抗議するとともに、議員辞職を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
宛て

## 国民健康保険料（税）の負担軽減を図るため 1 兆円規模の公費投入することを求める意見書（案）

国民健康保険の加入者は、高すぎる国民健康保険料（税）に悲鳴を上げており、滞納世帯は全国で 289 万世帯、全加入世帯の 15%を超えています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会は、加入者の所得が低い国民健康保険制度が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを制度の構造的な問題だと指摘し、持続可能な制度にするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的財政基盤の整備が必要と主張しています。

また、日本医師会などの医療関係者も国民健康保険制度の現状を憂慮し、国民皆保険制度を守るため、低所得者の保険料（税）を引き下げることや保険料滞納による資格証明書の発行などを止めることを求めています。

国民健康保険制度の構造的な問題を解決するためには、公費投入しかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014 年には具体的に 1 兆円規模の公費を投入し全国健康保険協会並みの負担率にすることを政府に求め、さらに、今年の 5 月にも全国知事会は参議院選挙にむけた政策提言でこのことを取り上げています。

また、国民健康保険料（税）が全国健康保険協会の保険料と比べて著しく高くなる大きな要因は、国民健康保険制度にしかない均等割、平等割という応益部分の算定にあります。収入が変わらなくとも家族の人数が増えれば平等割が増える仕組みは、子育て世代に多大な負担となっていることも看過できない問題となっています。こうした問題は、国民健康保険制度の運営が都道府県単位になっても何ら解決できないものであり、国民健康保険制度の危機の打開には、国が抜本的な財政措置を講じるしかありません。

よって文京区議会は、政府及び国会に対して国民健康保険料（税）の負担軽減のため、1 兆円規模の公費を投入することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

## 国の制度による子ども医療費助成制度の創設を求める意見書（案）

保護者や住民の粘り強い運動と世論で、今日、全ての都道府県・区市町村で子どもの医療費に対する助成制度が実施されています。しかし、子ども医療費に対する国の助成制度はなく、各地の医療費助成には、対象年齢、所得制度、一部負担の有無など大きな格差があります。しかも、政府、厚労省は、都道府県や区市町村が窓口負担を独自に減免すれば、通常より受診が増えて、不必要な給付費増大が起こると言いたて、子どもの医療費の窓口無料化を行っている自治体に対し、国保の国庫負担を減額するペナルティを科しています。この間、地方団体や与党からの要求を受け、政府は、2018年度から、就学前児童に対する自治体の医療費助成については、ペナルティをやめることを決めましたが、住民、地方団体からは就学前の子どもだけにとどまらず、小学生以上の子ども、障害者、高齢者、ひとり親家庭など、他の医療費助成についてもペナルティをやめることが要求されています。

現物給付によって子ども医療費助成を実施している区市町村では、財政運営上大きな支障になり、償還払いの市町村では受診抑制が発生しています。どこに生まれどこに住んでも子どもは等しく大切に育てられるべきであり、そのためには、子ども医療費助成制度を国として創設することが求められています。また、成長期にある子どもの病気早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、受診抑制が発生しない形で子ども医療費助成制度の実施が必要です。

よって、文京区議会は政府、国会に対して国の制度による子どもの医療費助成制度の創設を求め、以下の点について要望します。

### 記

- 1 中学卒業までを目指し、当面、就学前まで国の医療費助成制度を早期に創設すること。
- 2 子ども医療費助成制度を現物給付した区市町村の国民健康保険の国庫補助金の削減（ペナルティ）を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

## 2020年の刑法性犯罪見直し検討で不同意性交等罪の創設等を求める意見書(案)

2019年3月、19歳の女性が実の父親から性交を強いられていたケースで、女性が「性交に同意していなかったこと」は認められましたが、「性交を拒んだ際に受けた暴力は恐怖心を招くようなものではなく、従わざるを得ないような強い支配、従属関係にあったとまでは言いがたい」とし、父親は無罪になりました。この女性は、中学二年生の時から父親から性虐待を受け続け、暴力を振るわれていたと言います。

日本では、レイプ罪が成立するために「暴行・脅迫」「心神喪失・抗拒不能」などの厳しい要件が求められます。そのため、レイプの被害にあった女性の多くが「証拠がない」と言われ、泣き寝入りをしている現状があります。恐怖のあまり体がフリーズして動けない。たくさんお酒を飲まされ抵抗ができなかった。そんな時に無理やり性行為をされても、加害者が罪に問われないのはおかしいのではないのでしょうか。

2017年の刑法改正の見直しは、3年後である2020年に行われます。よって文京区議会は政府に対して、被害者を守るため、法改正に以下の要件を盛り込むことを要望します。

### 記

- 1 強制性交等罪（レイプ）における「暴行・脅迫／心身喪失・抗拒不能」の要件の撤廃を含めた見直しをすること。
- 2 不同意性交等罪の創設をすること。
- 3 監護者等性交等罪の適用範囲を18歳以上に拡大し、処罰を重くすること。
- 4 親族、指導的立場にある者（教師、施設職員等）や上司など地位や関係性を利用した性行為に対する処罰類型を設けること。
- 5 低すぎる性交同意年齢（13歳未満）を引き上げ、抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

## 護衛艦の空母化と欠陥戦闘機 F 3 5 の爆買い中止を求める意見書（案）

トランプ米大統領と安倍晋三首相は 5 月 28 日、海上自衛隊横須賀基地でヘリ搭載型護衛艦「かが」を視察し、「かが」を含む「いずも」型護衛艦を改修して「空母化」し、米国製の F 3 5 B ステルス戦闘機を運用する考えを明言しました。

安倍首相は、「かが」が米海軍と連携を深めているとし、「今後、本艦を改修し、STOVL（短距離離陸・垂直着陸）戦闘機を搭載する」と述べ、「西太平洋からインド洋に及ぶ広大な海で、米海軍と密接に連携してきた。地域の公共財としての日米同盟のさらなる強化に向けて日本はその役割を果たしていく」と強調しました。

これに関してトランプ氏は、「護衛艦はわたしたちの国々を守ってくれる。さまざまな地域の紛争、また、離れた地域の紛争にも対応してくれることになる」と述べ、「日本防衛」とは無縁の海外の米軍主導の紛争への参戦を期待しました。護衛艦の改修は空母化そのものであり、歴代政府が憲法上認められないとしてきた武器の保有に他なりません。

政府は、戦闘機を搭載可能にする改修はあくまで日本の防衛のためであり、「攻撃型空母」への改修ではないと繰り返してきました。しかし両者の発言は、その説明が偽りで、真の狙いは、地球規模のさまざまな紛争や脅威に日米一体で介入することにあることが明らかになりました。憲法に反する護衛艦の「空母化」は絶対に容認できません。

昨年 9 月に米国内で発生した米海兵隊 F 3 5 B ステルス戦闘機の墜落事故で、米政府監査院（GAO）が 4 月 25 日に発表した報告書で、部品の「製造上の欠陥」が原因だったことを明らかにし、昨年 5 ～ 11 月に F 3 5 の 30% 近くが予備部品の不足で飛行できず、「戦闘機に必要な要件を満たすだけの実績に達していない」と明記しています。

今年 4 月 9 日に青森県沖で起きた航空自衛隊 F 3 5 A の墜落事故の原因は調査中ですが、事故機は「訓練中止」を伝えた後に消息を絶っており、機体に何らかのトラブルが生じた可能性が指摘されています。F 3 5 はいまだ数多くの欠陥を抱え、安全性が懸念されている未完成機です。

自衛隊への F 3 5 導入について、政府は 2011 年 12 月に A 型 42 機の取得を決めていました。しかし、安倍晋三政権は昨年 12 月、トランプ米大統領の要求に応え、取得数を 42 機から一気に 147 機へと増やしました。1 機の価格が 100 億円を軽く超える極めて高額な兵器であり、欠陥が指摘されている戦闘機の爆買い計画を中止すべきです。

よって、文京区議会は、政府に対し、護衛艦の空母化と欠陥戦闘機 F 3 5 の爆買いをやめるよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣 宛て

外務大臣

防衛大臣

## 児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書（案）

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。

特に、昨年3月の東京都目黒区での女兒虐待死事件を受け、政府は同7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を今国会に提出することになっていました。その直前の今年1月、野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生。児童相談所も学校も教育委員会も、警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか。悔やまれてなりません。

今国会に提出された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の早期成立を求めるとともに、下記の事項につき、取組の推進を強く求めます。

### 記

- 1 「しつけによる体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 3 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 4 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

宛て

国家公安委員会委員長

衆議院議長

参議院議長

## 信頼される政府統計を目指して更なる統計改革を求める意見書（案）

我が国の基幹統計である毎月勤労統計調査に係る不正調査案件や、それに続く、賃金構造基本統計調査に係る不適切な取扱いは、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜せしめる結果となりました。

その結果、雇用保険の給付について平成 16 年以降過少給付を行っていた等、2 千万人近い国民に経済的損失を与えることとなっており、一日も早い、追加給付が求められています。

こうした事態を受け、厚生労働省では、毎月勤労統計調査に係る特別監察委員会の検証作業や総務省行政評価局の賃金構造基本統計調査に係る検証作業、更には、総務省の統計委員会の政府統計に係る一斉点検などが行われてきました。それぞれの報告書に基づき、担当行政官の処分などが行われましたが、今なお、国民の疑念は払拭されていない状況です。

政府統計に対する国民の信頼失墜は、すなわち政府に対する不信につながることから、更なる徹底的な点検・検証作業と、具体的な再発防止策を明確にする必要があると考えます。

政府においては、平成 27 年から統計改革に取り組んでおり、EBPM を推進した結果、格段の改革が行われ、今回の事案が浮かび上がったとも考えられるが、今回明らかにされた基幹統計 56 統計のうち 23 統計までが何らかの問題が指摘される事態となっています。

統計は国の各種政策の基礎となるものであり、信頼される政府統計を目指して、さらなる改革が必要であり、下記の事項につき、その取組を進めることを強く求めます。

### 記

- 1 統計委員会における基幹統計及び一般統計に係る徹底した総点検と再発防止策の策定を進めること。
- 2 統計委員会の位置づけの検討や分散型統計行政機構の問題点の整理を行うこと。
- 3 統計に係る予算・人材について見直しを行うこと。
- 4 統計に係るガバナンス、コンプライアンスの在り方について見直しを行うこと。
- 5 必要に応じて法律改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長



## 「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書（案）

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっています。

一方、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズが高まっています。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっています。

国会においては、従前から超党派議連による協同労働に係る法制化が議論されてきましたが実現には至っていません。

先ごろ、諸問題を整理の上、「労働者協同組合法案（仮称）」として改めて議論が行われていると認識しています。

組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、自ら運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していません。

また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協など事業主のための協同組合、生協のような消費者のための協同組合はありますが、労働者のための協同組合がないことから、新たな法人制度が是非とも必要と考えます。

地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記のとおり、一日も早い協同労働に係る法制化を求めます。

### 記

- 1 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合（仮称）の設立を可能とするため、「労働者協同組合法案（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 簡便な手続きで設立できるようにするため、労働者協同組合（仮称）の設立は、準則主義によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

## 「原発ゼロ基本法案」の審議を行い脱原発社会の実現を求める意見書（案）

政府は 2018 年 7 月に「第 5 次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。原子力発電について、依存度の低減を目指しつつも「実用段階にある脱炭素化の選択肢」と規定し、「重要なベースロード電源」と位置づけています。合わせて、全国各地の原発が再稼働し、新規制基準に適合した未稼働の原発も控え、政府、電力会社は続々と原発依存の既成事実化を図る動きもあります。

東京電力福島第一原発事故は、原発の安全神話を完全に崩壊させ、原発事故の恐ろしさを明らかなものとししました。地震や津波の被害と原発の放射能の被害が複合し、増幅した事態です。救援と事故処理、そして住民避難がともに困難を極める原発震災となり、これまでの対策が全く役に立っていません。いまだ原発事故の原因は十分に解明されず、汚染水や汚染土の処分問題などが深刻さを増し、事故の収束すら見えない状況にあります。

一方、国会では立憲、共産、自由、社民の野党 4 党が 2018 年 3 月、「原発ゼロ基本法案」を共同で衆議院に提出しました。内容は、法施行後 5 年以内にすべての原発の廃止決定や、再生可能エネルギーを 2030 年までに 40%に拡大、使用済み核燃料の再処理を行わないことなどを柱とした法案です。しかし、与党はこれまで 1 度も法案の審議に応じず、議論すら行なわれていない状況です。

東電原発事故後の電力供給の実態を見れば、原発なしでも電力供給に問題がなかったことは明らかです。また、政府が成長戦略として位置付けてきた原発輸出は、原発の価格高騰と需要減を背景に行き詰まりも見せています。原発事故原因の徹底した究明と事故の収束こそ優先させ、既存原発の再稼働は断念し、核燃料サイクル計画から全面撤退して、原発ゼロ社会への転換が求められます。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記の事項について実現するよう強く求めます。

### 記

- 1 国会で原発ゼロ基本法案の審議を行なうこと。
- 2 再生可能エネルギーを促進するため国のエネルギー政策を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣 宛て

環境大臣

衆議院議長

参議院議長

## 「嫡出推定制度」の見直しに向けて民法に定める規定の見直しを求める意見書（案）

総務省は、出生届けが提出されずに、戸籍がないまま暮らす無戸籍の人を救済するため、民法の「嫡出推定制度」の見直しを法制審議会に諮問することを5月31日に発表しました。法務省の調査では、現在、無戸籍の人は少なくとも827人と推定され、法務省の調査は、ドメスティックバイオレンスなどの事情で、前夫の戸籍に入ることを避けるため、母親が出生届を提出しないケースが8割近くに上るとしています。

民法第772条は第1項で、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」、第2項で「婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定しています。嫡出推定制度は、明治31年に始まり、法律上の父親と子の親子関係を早期に確定させ、子どもの養育環境を安定させる目的で設けられたものです。そのため、一定の場合に子の遺伝上の父と戸籍上の父とが分離することは法の予定しているところとされています。

今回の「嫡出推定制度」の見直しについては、民法の嫡出推定の規定を残した上で、現在、父親だけに認められている父子関係を否認する「嫡出否認」の権利を母親や子どもに広げるかどうか、「嫡出否認」の申し立てができる期間について、現在は父親が子どもがいると知ってから1年以内とされているのを延ばすかどうかなどが議論される見通しであることが報道されています。

しかし、先に述べた法務省の調査が示すように、ドメスティックバイオレンスなどより、前夫と離婚した場合など、協力を得たくない、関わりたくないという事情から、前夫の協力が必要になる「嫡出否認」を母親に認めても効果が薄いことがわかります。

明治31年に施行された民法の規定を、科学技術の進歩や社会情勢が大きく変わるなかで、見直すことが求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、「嫡出推定制度」の見直しにおいては、単に制度の見直しだけでなく、民法に定める嫡出規定に踏み込み見直しを進めることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

## 全学年での35人以下学級の推進を求める意見書(案)

学校は、配慮を要する子ども、いじめや不登校、保護者対応など、日々様々な課題解決を迫られています。また、新規採用が増加している現場状況の中、教員歴が数年しかない担任が、40人近い多様な子ども達を指導していくことの課題が数々指摘されています。担任の先生は疲弊し、学級崩壊や休職、離職につながってしまう例も少なくありません。

公立小中学校の多くの校長が「全学年での35人以下学級」を最上位の望みとして、毎年、東京都公立小学校長会、特別区教育長会が「小学校3年生以降の35人以下学級の推進」を要望しています。

また、小池都知事は、2月議会の施政方針演説で「教員の負担軽減と教育の質の向上のため、多様かつ重層的な取組みを講じてまいります」と語られています。小学校3年生以降も35人以下の学級規模にすれば、先生に余裕ができ、より子ども一人ひとりに寄り添う指導で、子どもにも利益のあることです。つまり、「教員の負担軽減」と「教育の質の向上」の同時実現の一手です。

よって、文京区議会は、東京都に対し、東京都公立小・中学校で小学校3年生以降、中学2年生以降、教員の加配による35人学級以下の学級を全学年に拡充するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て